

令和 7 年
広島県水道広域連合企業団議会 1 月定例会
議案

令和 7 年 1 月 29 日
広島県水道広域連合企業団

令和 7 年広島県水道広域連合企業団議会 1 月定例会議案目録

議案番号	件名	頁
第 1 号議案	令和 7 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算	1
第 2 号議案	令和 7 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計予算	23
第 3 号議案	令和 6 年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第 2 号）	26
第 4 号議案	令和 6 年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）	48
第 5 号議案	広島県水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例	51
第 6 号議案	広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例	56
第 7 号議案	広島県水道広域連合企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例	63
第 8 号議案	広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例の一部を改正する条例	65
第 9 号議案	広島県水道広域連合企業団工業用水道条例の一部を改正する条例	67
第 10 号議案	広島県水道広域連合企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例	70

第1号議案

令和7年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算

第1章 市町水道事業

(総 則)

第1条 令和7年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計（市町水道事業）の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

[市町水道事業計]

(1) 給 水 戸 数	277,547 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	62,562,116 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	171,385 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	10,286,115 千円

[竹原市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	12,585 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	4,006,213 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	10,976 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	940,406 千円

[三原市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	38,900 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	9,162,000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	25,101 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	1,606,671 千円

[府中市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	12,535 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	2,352,040 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	6,443 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	589,820 千円

[三次市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	19,995 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	4,456,703 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	12,210 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	854,286 千円

[庄原市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	10,885 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	2,527,856 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	6,926 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	566,978 千円

[東広島市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	83,961 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	17,991,716 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	49,292 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	2,586,143 千円

[廿日市市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	51,107 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	12,189,342 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	33,395 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	1,169,726 千円

[安芸高田市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	10,876 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	2,064,953 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	5,642 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	436,963 千円

[江田島市水道事業]

(1) 給 水 戸 数	11,565 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	2,219,722 m ³

(3) 一日平均給水量	6,081 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	202,657 千円

[熊野町水道事業]

(1) 給水戸数	9,914 戸
(2) 年間総給水量	1,824,976 m ³
(3) 一日平均給水量	5,000 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	160,224 千円

[北広島町水道事業]

(1) 給水戸数	4,694 戸
(2) 年間総給水量	1,245,896 m ³
(3) 一日平均給水量	3,413 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	627,994 千円

[大崎上島町水道事業]

(1) 給水戸数	4,195 戸
(2) 年間総給水量	1,175,280 m ³
(3) 一日平均給水量	3,220 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	125,784 千円

[世羅町水道事業]

(1) 給水戸数	4,174 戸
(2) 年間総給水量	921,091 m ³
(3) 一日平均給水量	2,524 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	209,363 千円

[神石高原町簡易水道事業]

(1) 給水戸数	2,161 戸
(2) 年間総給水量	424,328 m ³
(3) 一日平均給水量	1,162 m ³
(4) 主要な建設改良事業 水道施設建設事業	209,100 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

[市町水道事業計]

収 入	
第1款 水道事業収益及び簡易水道事業収益	20,475,168 千円
第1項 営 業 収 益	15,923,907 千円
第2項 営 業 外 収 益	4,551,208 千円
第3項 特 別 利 益	53 千円
支 出	
第1款 水道事業費用及び簡易水道事業費用	19,475,320 千円
第1項 営 業 費 用	18,792,170 千円
第2項 営 業 外 費 用	634,937 千円
第3項 特 別 損 失	1,213 千円
第4項 予 備 費	47,000 千円

[竹原市水道事業]

収 入	
第1款 水道事業収益	885,150 千円
第1項 営 業 収 益	816,215 千円
第2項 営 業 外 収 益	68,933 千円
第3項 特 別 利 益	2 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	796,947 千円
第1項 営 業 費 用	789,349 千円
第2項 営 業 外 費 用	4,487 千円
第3項 特 別 損 失	111 千円
第4項 予 備 費	3,000 千円

[三原市水道事業]

収 入	
第1款 水道事業収益	3,236,506 千円
第1項 営 業 収 益	2,688,888 千円
第2項 営 業 外 収 益	547,618 千円
支 出	
第1款 水道事業費用	2,987,290 千円
第1項 営 業 費 用	2,791,342 千円
第2項 営 業 外 費 用	186,948 千円
第3項 予 備 費	9,000 千円

[府中市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			713,835 千円
第 1 項 営業収益			621,926 千円
第 2 項 営業外収益			91,909 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用			672,946 千円
第 1 項 営業費用			634,483 千円
第 2 項 営業外費用			37,463 千円
第 3 項 予備費			1,000 千円

[三次市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			1,929,472 千円
第 1 項 営業収益			1,304,801 千円
第 2 項 営業外収益			624,621 千円
第 3 項 特別利益			50 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用			1,879,267 千円
第 1 項 営業費用			1,801,120 千円
第 2 項 営業外費用			72,145 千円
第 3 項 特別損失			2 千円
第 4 項 予備費			6,000 千円

[庄原市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			1,113,472 千円
第 1 項 営業収益			682,107 千円
第 2 項 営業外収益			431,365 千円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用			1,068,529 千円
第 1 項 営業費用			1,024,121 千円
第 2 項 営業外費用			41,408 千円
第 3 項 予備費			3,000 千円

[東広島市水道事業]

	収	入	
第 1 款 水道事業収益			5,311,117 千円

第 1 項	營 業 收 益	4,662,170 千円
第 2 項	營 業 外 收 益	648,947 千円
	支 出	
第 1 款	水 道 事 業 費 用	5,160,972 千円
第 1 項	營 業 費 用	5,066,787 千円
第 2 項	營 業 外 費 用	84,185 千円
第 3 項	予 備 費	10,000 千円
[廿日市市水道事業]		
	収 入	
第 1 款	水 道 事 業 収 益	3,044,521 千円
第 1 項	營 業 収 益	2,464,586 千円
第 2 項	營 業 外 収 益	579,935 千円
	支 出	
第 1 款	水 道 事 業 費 用	2,942,360 千円
第 1 項	營 業 費 用	2,880,050 千円
第 2 項	營 業 外 費 用	57,210 千円
第 3 項	特 別 損 失	1,100 千円
第 4 項	予 備 費	4,000 千円
[安芸高田市水道事業]		
	収 入	
第 1 款	水 道 事 業 収 益	1,064,576 千円
第 1 項	營 業 収 益	500,947 千円
第 2 項	營 業 外 収 益	563,628 千円
第 3 項	特 別 利 益	1 千円
	支 出	
第 1 款	水 道 事 業 費 用	957,892 千円
第 1 項	營 業 費 用	906,633 千円
第 2 項	營 業 外 費 用	48,259 千円
第 3 項	予 備 費	3,000 千円
[江田島市水道事業]		
	収 入	
第 1 款	水 道 事 業 収 益	839,493 千円
第 1 項	營 業 収 益	747,279 千円
第 2 項	營 業 外 収 益	92,214 千円
	支 出	
第 1 款	水 道 事 業 費 用	820,780 千円

第 1 項	營 業 費 用	786,186 千円
第 2 項	營 業 外 費 用	31,594 千円
第 3 項	予 備 費	3,000 千円

[熊野町水道事業]

	収 入	
第 1 款	水 道 事 業 収 益	541,278 千円
第 1 項	營 業 収 益	499,829 千円
第 2 項	營 業 外 収 益	41,449 千円
	支 出	
第 1 款	水 道 事 業 費 用	482,641 千円
第 1 項	營 業 費 用	476,790 千円
第 2 項	營 業 外 費 用	4,851 千円
第 3 項	予 備 費	1,000 千円

[北広島町水道事業]

	収 入	
第 1 款	水 道 事 業 収 益	520,055 千円
第 1 項	營 業 収 益	271,971 千円
第 2 項	營 業 外 収 益	248,084 千円
	支 出	
第 1 款	水 道 事 業 費 用	481,911 千円
第 1 項	營 業 費 用	460,314 千円
第 2 項	營 業 外 費 用	20,597 千円
第 3 項	予 備 費	1,000 千円

[大崎上島町水道事業]

	収 入	
第 1 款	水 道 事 業 収 益	513,908 千円
第 1 項	營 業 収 益	319,733 千円
第 2 項	營 業 外 収 益	194,175 千円
	支 出	
第 1 款	水 道 事 業 費 用	486,268 千円
第 1 項	營 業 費 用	468,834 千円
第 2 項	營 業 外 費 用	16,434 千円
第 3 項	予 備 費	1,000 千円

[世羅町水道事業]

収 入	入
-----	---

第 1 款	水道事業収益	444,199 千円
第 1 項	営業収益	213,110 千円
第 2 項	営業外収益	231,089 千円

支 出

第 1 款	水道事業費用	428,240 千円
第 1 項	営業費用	415,420 千円
第 2 項	営業外費用	11,820 千円
第 3 項	予備費	1,000 千円

[神石高原町簡易水道事業]

収 入

第 1 款	簡易水道事業収益	317,586 千円
第 1 項	営業収益	130,345 千円
第 2 項	営業外収益	187,241 千円

支 出

第 1 款	簡易水道事業費用	309,277 千円
第 1 項	営業費用	290,741 千円
第 2 項	営業外費用	17,536 千円
第 3 項	予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,249,872 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 629,949 千円、減債積立金 304,221 千円、建設改良積立金 141,175 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,867,148 千円、当年度分損益勘定留保資金 2,602,822 千円、繰越利益剰余金処分数 332,831 千円、当年度利益剰余金処分数 350,189 千円及び引継金 21,537 千円で補てんするものとする。）。

[市町水道事業計]

収 入

第 1 款	資本的収入	7,802,662 千円
第 1 項	企業債	2,571,700 千円
第 2 項	出資金	2,018,462 千円
第 3 項	他会計補助金	351,418 千円
第 4 項	補助金	1,879,140 千円
第 5 項	負担金	977,242 千円
第 6 項	受託金	4,700 千円

支 出

第 1 款	資本的支出	14,052,534 千円
第 1 項	建設改良費	10,435,358 千円

第 2 項 企 業 債 償 還 金

3,617,176 千円

[竹原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 325,137 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 68,588 千円、建設改良積立金 60,816 千円及び当年度利益剰余金処分別 195,733 千円で補てんするものとする。）。)

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		662,869 千円
第 1 項	企 業 債		502,600 千円
第 2 項	補 助 金		141,420 千円
第 3 項	負 担 金		18,849 千円
		支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出		988,006 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		961,276 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		26,730 千円

[三原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,372,206 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 94,760 千円、過年度分損益勘定留保資金 235,318 千円、当年度分損益勘定留保資金 887,672 千円及び当年度利益剰余金処分別 154,456 千円で補てんするものとする。）。)

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		1,421,591 千円
第 1 項	企 業 債		460,500 千円
第 2 項	出 資 金		455,299 千円
第 3 項	補 助 金		352,757 千円
第 4 項	負 担 金		153,035 千円
		支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出		2,793,797 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		1,635,856 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		1,157,941 千円

[府中市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 240,359 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 40,629 千円、建設改良積立金 8,364 千円及び当年度分損益勘定留保資金 191,366 千円で補てんするものとする。）。)

る。)

収 入			
第 1 款	資 本 的 収 入		497,760 千円
第 1 項	企 業 債		261,500 千円
第 2 項	出 資 金		122,837 千円
第 3 項	補 助 金		103,423 千円
第 4 項	負 担 金		10,000 千円
支 出			
第 1 款	資 本 的 支 出		738,119 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		591,722 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		146,397 千円

[三次市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 719,577 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 49,326 千円、過年度分損益勘定留保資金 292,596 千円及び当年度分損益勘定留保資金 377,655 千円で補てんするものとする。)

収 入			
第 1 款	資 本 的 収 入		642,674 千円
第 1 項	企 業 債		174,300 千円
第 2 項	出 資 金		226,637 千円
第 3 項	補 助 金		226,637 千円
第 4 項	負 担 金		15,100 千円
支 出			
第 1 款	資 本 的 支 出		1,362,251 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		859,224 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		503,027 千円

[庄原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 455,947 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 36,272 千円、当年度分損益勘定留保資金 306,767 千円及び繰越利益剰余金処分額 112,908 千円で補てんするものとする。)

収 入			
第 1 款	資 本 的 収 入		399,985 千円

第 1 項	企	業	債	43,000 千円
第 2 項	出	資	金	110,486 千円
第 3 項	補	助	金	110,486 千円
第 4 項	負	担	金	136,013 千円
			支 出	
第 1 款	資	本	的 支 出	855,932 千円
第 1 項	建	設	改 良 費	569,406 千円
第 2 項	企	業	債 償 還 金	286,526 千円

[東広島市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 912,170 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 149,066 千円、過年度分損益勘定留保資金 489,721 千円及び当年度分損益勘定留保資金 273,383 千円で補てんするものとする。）。

			収 入	
第 1 款	資	本	的 収 入	2,087,511 千円
第 1 項	企	業	債	537,300 千円
第 2 項	出	資	金	719,912 千円
第 3 項	他	会	計 補 助 金	26,385 千円
第 4 項	補	助	金	323,912 千円
第 5 項	負	担	金	480,002 千円
			支 出	
第 1 款	資	本	的 支 出	2,999,681 千円
第 1 項	建	設	改 良 費	2,650,983 千円
第 2 項	企	業	債 償 還 金	348,698 千円

[廿日市市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 960,249 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 83,521 千円、減債積立金 304,221 千円及び過年度分損益勘定留保資金 572,507 千円で補てんするものとする。）。

			収 入	
第 1 款	資	本	的 収 入	516,388 千円
第 1 項	企	業	債	111,200 千円
第 2 項	出	資	金	100,755 千円
第 3 項	補	助	金	183,033 千円
第 4 項	負	担	金	116,700 千円
第 5 項	受	託	金	4,700 千円

	支	出	
第 1 款	資	本 的 支 出	1,476,637 千円
第 1 項	建	設 改 良 費	1,172,416 千円
第 2 項	企	業 債 償 還 金	304,221 千円

[安芸高田市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 424,031 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 29,091 千円、当年度分損益勘定留保資金 264,295 千円及び繰越利益剰余金処分額 130,645 千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第 1 款	資	本 的 収 入	316,442 千円
第 1 項	企	業 債	173,900 千円
第 2 項	出	資 金	54,771 千円
第 3 項	補	助 金	87,771 千円
	支	出	
第 1 款	資	本 的 支 出	740,473 千円
第 1 項	建	設 改 良 費	439,893 千円
第 2 項	企	業 債 償 還 金	300,580 千円

[江田島市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 228,025 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 16,228 千円、建設改良積立金 71,995 千円及び当年度分損益勘定留保資金 139,802 千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第 1 款	資	本 的 収 入	77,893 千円
第 1 項	企	業 債	33,500 千円
第 2 項	補	助 金	39,956 千円
第 3 項	負	担 金	4,437 千円
	支	出	
第 1 款	資	本 的 支 出	305,918 千円
第 1 項	建	設 改 良 費	215,357 千円
第 2 項	企	業 債 償 還 金	90,561 千円

[熊野町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し

不足する額 117,608 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 8,222 千円及び過年度分損益勘定留保資金 109,386 千円で補てんするものとする。）。。

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		45,147 千円
第 1 項	補 助 金		17,561 千円
第 2 項	負 担 金		27,586 千円
		支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出		162,755 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		162,755 千円

[北広島町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 259,908 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 37,528 千円、過年度分損益勘定留保資金 53,579 千円、当年度分損益勘定留保資金 147,785 千円及び繰越利益剰余金処分額 21,016 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		546,236 千円
第 1 項	企 業 債		181,800 千円
第 2 項	出 資 金		182,218 千円
第 3 項	補 助 金		182,218 千円
		支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出		806,144 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		627,994 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		178,150 千円

[大崎上島町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 17,490 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 910 千円及び過年度分損益勘定留保資金 9,821 千円及び当年度分損益勘定留保資金 6,759 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		170,807 千円
第 1 項	企 業 債		35,900 千円
第 2 項	出 資 金		31,247 千円
第 3 項	他 会 計 補 助 金		60,413 千円
第 4 項	補 助 金		31,247 千円

第 5 項	負	担	金	12,000 千円			
			支	出			
第 1 款	資	本	的	支 出	188,297 千円		
第 1 項	建	設	改	良	費	127,884 千円	
第 2 項	企	業	債	償	還	金	60,413 千円

[世羅町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 195,628 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 15,808 千円、過年度分損益勘定留保資金 104,221 千円、当年度分損益勘定留保資金 7,337 千円及び繰越利益剰余金処分額 68,262 千円で補てんするものとする。）。

收 入					
第 1 款	資 本 的 收 入				153,324 千円
第 1 項	企 業 債				4,600 千円
第 2 項	出 資 金				14,300 千円
第 3 項	他 会 計 補 助 金				116,604 千円
第 4 項	補 助 金				14,300 千円
第 5 項	負 担 金				3,520 千円
支 出					
第 1 款	資 本 的 支 出				348,952 千円
第 1 項	建 設 改 良 費				211,364 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金				137,588 千円

[神石高原町簡易水道事業]

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 21,537 千円は、引継金 21,537 千円で補てんするものとする。）。

				収	入		
第 1 款	資	本	的	収	入	264,035 千円	
第 1 項	企	業	債			51,600 千円	
第 2 項	他	会	計	補	助	金	148,016 千円
第 3 項	補	助	金			64,419 千円	
				支	出		
第 1 款	資	本	的	支	出	285,572 千円	
第 1 項	建	設	改	良	費	209,228 千円	
第 2 項	企	業	債	償	還	金	76,344 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
竹原市水道事業		
竹原市水道維持管理委託事業	令和8年度	1,823 千円
竹原市水道施設建設工事	令和8年度から令和13年度まで	7,111,978 千円
三原市水道事業		
三原市水道維持管理委託事業	令和8年度	3,449 千円
三原市水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	314,338 千円
府中市水道事業		
府中市水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	1,002,358 千円
三次市水道事業		
三次市水道維持管理委託事業	令和8年度から令和9年度まで	418,532 千円
三次市水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	938,698 千円
庄原市水道事業		
庄原市水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	218,831 千円
東広島市水道事業		
東広島市水道土地・構築物借上料	令和8年度	1,979 千円
東広島市水道維持管理委託事業	令和8年度から令和10年度まで	3,149,908 千円
東広島市水道施設修繕工事	令和8年度	227,496 千円
東広島市水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	1,803,508 千円
廿日市市水道事業		
廿日市市水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	369,679 千円
安芸高田市水道事業		
安芸高田市水道維持管理委託事業	令和8年度から令和11年度まで	1,101,560 千円
安芸高田市水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	33,794 千円
江田島市水道事業		
江田島市水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	10,122 千円
熊野町水道事業		
熊野町水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	22,082 千円
北広島町水道事業		
北広島町水道維持管理委託事業	令和8年度から令和11年度まで	226,957 千円
北広島町水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	1,041,951 千円
大崎上島町水道事業		
大崎上島町水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	203,904 千円

世羅町水道事業		
世羅町水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	323,629千円
神石高原町簡易水道事業		
神石高原町簡易水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	18,066千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良等 資金に充て るため	市町水道事業計 2,571,700千円	証書借入又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	借入先の融資条 件の定めるところ による。ただし、 財政上の都合により、据置 期間及び償還期 限を短縮し、繰 上償還し、又は 低利に借換えす ることができる。
	竹原市水道事業 502,600千円			
	三原市水道事業 460,500千円			
	府中市水道事業 261,500千円			
	三次市水道事業 174,300千円			
	庄原市水道事業 43,000千円			
	東広島市水道事業 537,300千円			
	廿日市市水道事業 111,200千円			
	安芸高田市水道事業 173,900千円			
	江田島市水道事業 33,500千円			
	北広島町水道事業 181,800千円			
	大崎上島町水道事業 35,900千円			
	世羅町水道事業 4,600千円			
	神石高原町簡易水道事業 51,600千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、次のとおりと定める。

市 町 水 道 事 業 計	3,900,000 千円
竹 原 市 水 道 事 業	100,000 千円
三 原 市 水 道 事 業	700,000 千円
府 中 市 水 道 事 業	100,000 千円
三 次 市 水 道 事 業	300,000 千円
庄 原 市 水 道 事 業	200,000 千円
東 広 島 市 水 道 事 業	400,000 千円
廿 日 市 市 水 道 事 業	200,000 千円
安 芸 高 田 市 水 道 事 業	200,000 千円
江 田 島 市 水 道 事 業	100,000 千円
熊 野 町 水 道 事 業	100,000 千円
北 広 島 町 水 道 事 業	1,200,000 千円
大 崎 上 島 町 水 道 事 業	100,000 千円
世 羅 町 水 道 事 業	100,000 千円
神 石 高 原 町 簡 易 水 道 事 業	100,000 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、水道事業費用及び簡易水道事業費用のうち営業費用及び営業外費用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費	
市 町 水 道 事 業 計	2,093,669 千円
竹 原 市 水 道 事 業	110,990 千円
三 原 市 水 道 事 業	362,507 千円
府 中 市 水 道 事 業	134,669 千円
三 次 市 水 道 事 業	111,709 千円
庄 原 市 水 道 事 業	115,981 千円
東 広 島 市 水 道 事 業	465,817 千円
廿 日 市 市 水 道 事 業	256,411 千円
安 芸 高 田 市 水 道 事 業	68,821 千円
江 田 島 市 水 道 事 業	139,130 千円

熊 野 町 水 道 事 業	72,626 千円
北 広 島 町 水 道 事 業	77,039 千円
大 崎 上 島 町 水 道 事 業	41,380 千円
世 羅 町 水 道 事 業	79,104 千円
神 石 高 原 町 簡 易 水 道 事 業	57,485 千円

交 際 費

市 町 水 道 事 業 計	333 千円
竹 原 市 水 道 事 業	42 千円
三 原 市 水 道 事 業	42 千円
府 中 市 水 道 事 業	10 千円
三 次 市 水 道 事 業	27 千円
庄 原 市 水 道 事 業	16 千円
東 広 島 市 水 道 事 業	89 千円
廿 日 市 市 水 道 事 業	51 千円
安 芸 高 田 市 水 道 事 業	14 千円
江 田 島 市 水 道 事 業	10 千円
熊 野 町 水 道 事 業	7 千円
北 広 島 町 水 道 事 業	7 千円
大 崎 上 島 町 水 道 事 業	7 千円
世 羅 町 水 道 事 業	7 千円
神 石 高 原 町 簡 易 水 道 事 業	4 千円

(他会計からの負担金等)

第 10 条 水道事業会計（市町水道事業）の運営のため、他会計からこの会計へ負担金又は補助金を受ける金額は、次のとおりである。

市 町 水 道 事 業 計	2,087,654 千円
竹 原 市 水 道 事 業	20,292 千円
三 原 市 水 道 事 業	253,451 千円
府 中 市 水 道 事 業	7,212 千円
三 次 市 水 道 事 業	243,770 千円
庄 原 市 水 道 事 業	264,498 千円
東 広 島 市 水 道 事 業	130,156 千円
廿 日 市 市 水 道 事 業	170,857 千円
安 芸 高 田 市 水 道 事 業	391,170 千円
江 田 島 市 水 道 事 業	15,262 千円
熊 野 町 水 道 事 業	4,230 千円
北 広 島 町 水 道 事 業	135,419 千円

大崎上島町水道事業	96,557 千円
世羅町水道事業	150,720 千円
神石高原町簡易水道事業	204,060 千円

(利益剰余金の処分)

第 11 条 繰越利益剰余金又は当年度利益剰余金のうち処分するものとする金額は、次のとおりと定める。

市町水道事業計	683,020 千円
竹原市水道事業	195,733 千円
三原市水道事業	154,456 千円
庄原市水道事業	112,908 千円
安芸高田市水道事業	130,645 千円
北広島町水道事業	21,016 千円
世羅町水道事業	68,262 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 12 条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

市町水道事業計	190,066 千円
竹原市水道事業	6,750 千円
三原市水道事業	21,377 千円
府中市水道事業	14,485 千円
三次市水道事業	7,804 千円
庄原市水道事業	6,362 千円
東広島市水道事業	67,361 千円
廿日市市水道事業	26,045 千円
安芸高田市水道事業	2,930 千円
江田島市水道事業	15,539 千円
熊野町水道事業	3,442 千円
北広島町水道事業	1,800 千円
大崎上島町水道事業	5,000 千円
世羅町水道事業	8,667 千円
神石高原町簡易水道事業	2,504 千円

第2章 水道用水供給事業

(総 則)

第1条 令和7年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計（水道用水供給事業）の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 総 給 水 量	76,477,720 m ³
(2) 一 日 平 均 給 水 量	209,528 m ³
(3) 給 水 対 象 市 町 数	15 市町
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
広島水道用水供給施設建設事業	4,549,313 千円
広島西部地域水道用水供給施設建設事業	2,281,116 千円
沼田川水道用水供給施設建設事業	1,567,526 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	水道用水供給事業収益	10,943,342 千円
第 1 項	営 業 収 益	9,687,250 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	1,195,469 千円
第 3 項	特 別 利 益	60,623 千円
支 出		
第 1 款	水道用水供給事業費用	9,959,712 千円
第 1 項	営 業 費 用	9,767,033 千円
第 2 項	営 業 外 費 用	189,679 千円
第 3 項	予 備 費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,593,457 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 633,750 千円、建設改良積立金 4,024,808 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1,934,899 千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第 1 款	資 本 的 収 入	3,537,154 千円
第 1 項	企 業 債	1,277,700 千円

第 2 項	出 資 金	964,800 千円
第 3 項	固 定 資 産 売 却 代 金	9,633 千円
第 4 項	補 助 金	1,219,882 千円
第 5 項	負 担 金	57,000 千円
第 6 項	受 託 金	8,139 千円
支 出		
第 1 款	資 本 的 支 出	10,130,611 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	8,448,952 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金	1,679,250 千円
第 3 項	補 助 金 返 還 金	2,409 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
広島水道用水供給施設修繕工事	令和 8 年度	19,274 千円
広島水道用水供給水道維持管理委託事業	令和 8 年度	4,046 千円
広島水道用水供給施設建設工事	令和 8 年度から令和 11 年度まで	7,205,504 千円
広島西部地域水道用水供給施設建設工事	令和 8 年度から令和 11 年度まで	4,189,223 千円
沼田川水道用水供給水道維持管理委託事業	令和 8 年度	2,451 千円
沼田川水道用水供給施設建設工事	令和 8 年度から令和 11 年度まで	4,027,719 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良等 資金に充て るため	1,277,700 千円	証書借入又は証 券発行	年 5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	借入先の融資条件 の定めるところに よる。ただし、財政 上の都合により、 据置期間及び償還 期限を短縮し、繰 上償還し、又は低 利に借換えするこ とができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、950,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、水道用水供給事業費用のうち営業費用及び営業外費用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費	852,200 千円
交 際 費	143 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000千円と定める。

令和7年1月29日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

第2号議案

令和7年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年 間 総 給 水 量	84,831,830 m ³
(2) 一 日 平 均 給 水 量	232,416 m ³
工 業 用 水 道	160,416 m ³
上 水 道	72,000 m ³
(3) 給 水 対 象 事 業 所 数	37 件
工 業 用 水 道	34 件
上 水 道	3 件
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
太 田 川 東 部 工 業 用 水 道 施 設 建 設 事 業	820,645 千円
沼 田 川 工 業 用 水 道 施 設 建 設 事 業	469,365 千円
太 田 川 東 部 工 業 用 水 道 第 2 期 水 道 施 設 建 設 事 業	24,613 千円
太 田 川 東 部 工 業 用 水 道 第 2 期 拡 張 水 道 施 設 建 設 事 業	1,925,954 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第 1 款	工業用水道事業収益	3,420,119 千円	
第 1 項	営 業 収 益	2,888,612 千円	
第 2 項	営 業 外 収 益	494,207 千円	
第 3 項	特 別 利 益	37,300 千円	
	支	出	
第 1 款	工業用水道事業費用	3,408,021 千円	
第 1 項	営 業 費 用	3,247,878 千円	
第 2 項	営 業 外 費 用	156,143 千円	
第 3 項	予 備 費	4,000 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 787,964 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 246,007 千円、過年度分損益勘定留保資金 177,801 千円及び当年度分損益勘定留保資金 364,156 千円で補てんするものとする。）。

		収 入	
第 1 款	資 本 的 収 入		3,116,261 千円
第 1 項	企 業 債		2,383,152 千円
第 2 項	補 助 金		558,810 千円
第 3 項	負 担 金		17,981 千円
第 4 項	受 託 金		156,318 千円
		支 出	
第 1 款	資 本 的 支 出		3,904,225 千円
第 1 項	建 設 改 良 費		3,243,321 千円
第 2 項	企 業 債 償 還 金		627,104 千円
第 3 項	他会計長期借入金償還金		33,800 千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
太田川東部工業用水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	73,350 千円
沼田川工業用水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	638,407 千円
太田川東部工業用水道第2期水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	741 千円
太田川東部工業用水道第2期拡張水道施設建設工事	令和8年度から令和11年度まで	3,975,141 千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
-------	-------	-------	-----	-------

建設改良等 資金に充て るため	2,383,152 千円	証書借入又は証券 発行	年 5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	借入先の融資条件 の定めるところに よる。ただし、財政 上の都合により、 据置期間及び償還 期限を短縮し、繰 上償還し、又は低 利に借換えするこ とができる。
-----------------------	--------------	----------------	--	---

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、400,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、工業用水道事業費用のうち営業費用及び営業外費用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費	234,978 千円
交 際 費	42 千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、3,000 千円と定める。

令和 7 年 1 月 29 日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

第3号議案

令和6年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第2号）

第1章 市町水道事業

（総則）

第1条 令和6年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計（市町水道事業）の補正予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第1章第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

〔市町水道事業計〕

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(1) 給 水 戸 数	275,469 戸	259 戸	275,728 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	62,628,155 m ³	△ 99,196 m ³	62,528,959 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	171,585 m ³	△ 273 m ³	171,312 m ³
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	11,880,691 千円	2,341,524 千円	14,222,215 千円

〔竹原市水道事業〕

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	473,281 千円	31,778 千円	505,059 千円

〔三原市水道事業〕

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	1,867,589 千円	△ 38,561 千円	1,829,028 千円

〔府中市水道事業〕

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	600,977 千円	166,017 千円	766,994 千円

〔三次市水道事業〕

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(1) 給 水 戸 数	20,012 戸	22 戸	20,034 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	4,456,846 m ³	103,070 m ³	4,559,916 m ³

(3) 一日平均給水量	12,211 m ³	282 m ³	12,493 m ³
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	996,923 千円	63,390 千円	1,060,313 千円

[庄原市水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(1) 給 水 戸 数	10,879 戸	72 戸	10,951 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	2,665,783 m ³	△ 102,418 m ³	2,563,365 m ³
(3) 一日平均給水量	7,304 m ³	△ 281 m ³	7,023 m ³
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	1,041,098 千円	525,788 千円	1,566,886 千円

[東広島市水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	2,459,791 千円	△ 281,333 千円	2,178,458 千円

[廿日市市水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	2,347,453 千円	516,198 千円	2,863,651 千円

[安芸高田市水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	342,648 千円	△ 5,093 千円	337,555 千円

[江田島市水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	324,908 千円	86,699 千円	411,607 千円

[熊野町水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(1) 給 水 戸 数	9,685 戸	134 戸	9,819 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	1,819,890 m ³	△ 1,460 m ³	1,818,430 m ³
(3) 一日平均給水量	4,986 m ³	△ 4 m ³	4,982 m ³
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	140,406 千円	2,300 千円	142,706 千円

[北広島町水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(1) 給 水 戸 数	4,650 戸	44 戸	4,694 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	1,323,125 m ³	△ 77,229 m ³	1,245,896 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	3,625 m ³	△ 212 m ³	3,413 m ³
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	718,613 千円	1,276,206 千円	1,994,819 千円

[大崎上島町水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	114,749 千円	△ 23,903 千円	90,846 千円

[世羅町水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	189,550 千円	104,408 千円	293,958 千円

[神石高原町簡易水道事業]

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(1) 給 水 戸 数	2,176 戸	△ 13 戸	2,163 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	441,728 m ³	△ 21,159 m ³	420,569 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	1,210 m ³	△ 58 m ³	1,152 m ³
(4) 主要な建設改良事業			
水道施設建設事業	262,705 千円	△ 82,370 千円	180,335 千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第1章第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

[市町水道事業計]

(科 目)	収 入 (補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益及び 簡易水道事業収益	20,340,664 千円	△ 39,787 千円	20,300,877 千円
第 1 項 営 業 収 益	15,771,420 千円	55,798 千円	15,827,218 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	4,559,385 千円	△ 85,726 千円	4,473,659 千円
第 3 項 特 別 利 益	9,859 千円	△ 9,859 千円	0 千円
	支 出		

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用及び			
簡易水道事業費用	19,264,853 千円	50,509 千円	19,315,362 千円
第 1 項 営 業 費 用	18,638,862 千円	22,988 千円	18,661,850 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	567,442 千円	27,621 千円	595,063 千円
第 4 項 予 備 費	53,100 千円	△ 100 千円	53,000 千円

[竹原市水道事業]

収 入			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	844,428 千円	△ 1,158 千円	843,270 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	31,191 千円	△ 1,158 千円	30,033 千円
支 出			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	813,345 千円	△ 318 千円	813,027 千円
第 1 項 営 業 費 用	806,252 千円	△ 3,526 千円	802,726 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	4,093 千円	3,208 千円	7,301 千円

[三原市水道事業]

収 入			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	3,227,066 千円	944 千円	3,228,010 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	554,939 千円	944 千円	555,883 千円
支 出			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	2,998,347 千円	△ 11,201 千円	2,987,146 千円
第 1 項 営 業 費 用	2,834,871 千円	△ 20,187 千円	2,814,684 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	153,476 千円	8,986 千円	162,462 千円

[府中市水道事業]

収 入			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	712,716 千円	△ 7,412 千円	705,304 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	88,129 千円	△ 7,412 千円	80,717 千円
支 出			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	673,653 千円	9,629 千円	683,282 千円
第 1 項 営 業 費 用	640,137 千円	3,314 千円	643,451 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	32,516 千円	6,315 千円	38,831 千円

[三次市水道事業]

	収	入	
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	1,912,856 千円	34,621 千円	1,947,477 千円
第 1 項 営業収益	1,245,127 千円	60,442 千円	1,305,569 千円
第 2 項 営業外収益	667,729 千円	△ 25,821 千円	641,908 千円
	支	出	
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	1,845,288 千円	2,418 千円	1,847,706 千円
第 1 項 営業費用	1,778,483 千円	14,188 千円	1,792,671 千円
第 2 項 営業外費用	56,356 千円	△ 11,770 千円	44,586 千円

[庄原市水道事業]

	収	入	
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	1,136,151 千円	△ 24,163 千円	1,111,988 千円
第 1 項 営業収益	689,306 千円	△ 9,805 千円	679,501 千円
第 2 項 営業外収益	446,845 千円	△ 14,358 千円	432,487 千円
	支	出	
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	1,068,746 千円	7,798 千円	1,076,544 千円
第 1 項 営業費用	1,017,474 千円	△ 2,628 千円	1,014,846 千円
第 2 項 営業外費用	48,272 千円	10,426 千円	58,698 千円

[東広島市水道事業]

	収	入	
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	5,223,120 千円	△ 45,595 千円	5,177,525 千円
第 1 項 営業収益	4,593,077 千円	1,159 千円	4,594,236 千円
第 2 項 営業外収益	630,043 千円	△ 46,754 千円	583,289 千円
	支	出	
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	5,061,815 千円	10,741 千円	5,072,556 千円
第 1 項 営業費用	4,968,106 千円	4,547 千円	4,972,653 千円
第 2 項 営業外費用	83,709 千円	6,194 千円	89,903 千円

[廿日市市水道事業]

収 入

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	3,096,983 千円	△ 16,732 千円	3,080,251 千円
第 2 項 営業外収益	624,331 千円	△ 16,732 千円	607,599 千円

支 出

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	2,891,365 千円	5,404 千円	2,896,769 千円
第 1 項 営業費用	2,839,895 千円	9,411 千円	2,849,306 千円
第 2 項 営業外費用	41,470 千円	△ 4,007 千円	37,463 千円

[安芸高田市水道事業]

収 入

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	1,059,125 千円	△ 23,595 千円	1,035,530 千円
第 1 項 営業収益	508,629 千円	6,280 千円	514,909 千円
第 2 項 営業外収益	550,496 千円	△ 29,875 千円	520,621 千円

支 出

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	954,689 千円	3,392 千円	958,081 千円
第 1 項 営業費用	898,883 千円	3,929 千円	902,812 千円
第 2 項 営業外費用	52,806 千円	△ 537 千円	52,269 千円

[江田島市水道事業]

収 入

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	826,461 千円	11,681 千円	838,142 千円
第 2 項 営業外収益	106,794 千円	11,681 千円	118,475 千円

支 出

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	786,844 千円	△ 24,240 千円	762,604 千円
第 1 項 営業費用	758,347 千円	△ 14,248 千円	744,099 千円
第 2 項 営業外費用	25,497 千円	△ 9,992 千円	15,505 千円

[熊野町水道事業]

収 入

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	535,963 千円	18,531 千円	554,494 千円
第 1 項 営業収益	496,694 千円	3,295 千円	499,989 千円
第 2 項 営業外収益	39,269 千円	15,236 千円	54,505 千円

支 出

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	486,507 千円	△ 1,291 千円	485,216 千円
第 1 項 営 業 費 用	476,450 千円	△ 7,621 千円	468,829 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	9,057 千円	6,330 千円	15,387 千円

[北広島町水道事業]

収 入			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	548,176 千円	△ 31,449 千円	516,727 千円
第 1 項 営 業 収 益	274,323 千円	△ 4,108 千円	270,215 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	273,853 千円	△ 27,341 千円	246,512 千円

支 出			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	490,351 千円	5,638 千円	495,989 千円
第 1 項 営 業 費 用	470,139 千円	5,869 千円	476,008 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	19,212 千円	△ 231 千円	18,981 千円

[大崎上島町水道事業]

収 入			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	476,785 千円	△ 276 千円	476,509 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	148,055 千円	9,583 千円	157,638 千円
第 3 項 特 別 利 益	9,859 千円	△ 9,859 千円	0 千円

支 出			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	463,276 千円	13,221 千円	476,497 千円
第 1 項 営 業 費 用	446,629 千円	8,624 千円	455,253 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	15,547 千円	4,697 千円	20,244 千円
第 3 項 予 備 費	1,100 千円	△ 100 千円	1,000 千円

[世羅町水道事業]

収 入			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業収益	441,094 千円	10,062 千円	451,156 千円
第 1 項 営 業 収 益	214,748 千円	26 千円	214,774 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	226,346 千円	10,036 千円	236,382 千円

支 出			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 水道事業費用	440,840 千円	△ 5,590 千円	435,250 千円

第 1 項 営 業 費 用	428,344 千円	△ 6,415 千円	421,929 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	11,496 千円	825 千円	12,321 千円

[神石高原町簡易水道事業]

		収 入	
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 簡易水道事業収益	299,740 千円	34,754 千円	334,494 千円
第 1 項 営 業 収 益	128,375 千円	△ 1,491 千円	126,884 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	171,365 千円	36,245 千円	207,610 千円
		支 出	
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 簡易水道事業費用	289,787 千円	34,908 千円	324,695 千円
第 1 項 営 業 費 用	274,852 千円	27,731 千円	302,583 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	13,935 千円	7,177 千円	21,112 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第 4 条 予算第 1 章第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7,797,534 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 747,470 千円、繰越工事資金 186,200 千円、減債積立金 174,238 千円、建設改良積立金 1,207,785 千円、過年度分損益勘定留保資金 2,613,354 千円、当年度分損益勘定留保資金 2,244,289 千円、繰越利益剰余金処分額 514,502 千円及び当年度利益剰余金処分額 109,696 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,370,968 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 521,441 千円、繰越工事資金 186,200 千円、減債積立金 569,099 千円、建設改良積立金 1,346,893 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,882,377 千円、当年度分損益勘定留保資金 3,377,068 千円、繰越利益剰余金処分額 351,281 千円、当年度利益剰余金処分額 109,696 千円及び引継金 26,913 千円で補てんするものとする。)」に改める。

[市町水道事業計]

		収 入	
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	7,975,812 千円	1,761,858 千円	9,737,670 千円
第 1 項 企 業 債	3,014,391 千円	108,009 千円	3,122,400 千円
第 2 項 出 資 金	1,867,642 千円	871,019 千円	2,738,661 千円
第 3 項 固定資産売却代金	127 千円	△ 127 千円	0 千円
第 4 項 他 会 計 補 助 金	409,731 千円	△ 21,196 千円	388,535 千円
第 5 項 補 助 金	1,643,724 千円	1,151,567 千円	2,795,291 千円
第 6 項 負 担 金	1,040,197 千円	△ 347,414 千円	692,783 千円
		支 出	

(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	15,773,346 千円	2,335,292 千円	18,108,638 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	12,057,276 千円	2,298,183 千円	14,355,459 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	3,716,070 千円	37,109 千円	3,753,179 千円

[竹原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 356,870 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 31,070 千円、建設改良積立金 200,000 千円及び当年度分損益勘定留保資金 125,800 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 358,178 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 26,372 千円、建設改良積立金 121,509 千円及び当年度分損益勘定留保資金 210,297 千円で補てんするものとする。)」に改める。

収 入			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	148,731 千円	31,324 千円	180,055 千円
第 1 項 企 業 債	58,909 千円	△ 28,609 千円	30,300 千円
第 2 項 補 助 金	75,833 千円	60,545 千円	136,378 千円
第 3 項 負 担 金	13,989 千円	△ 612 千円	13,377 千円
支 出			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	505,601 千円	32,632 千円	538,233 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	476,557 千円	32,632 千円	509,189 千円

[三原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,385,270 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 119,023 千円、過年度分損益勘定留保資金 234,795 千円、当年度分損益勘定留保資金 921,756 千円及び当年度利益剰余金処分量 109,696 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,337,197 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 91,679 千円、減債積立金 25,560 千円、過年度分損益勘定留保資金 206,087 千円、当年度分損益勘定留保資金 904,175 千円及び当年度利益剰余金処分量 109,696 千円で補てんするものとする。)」に改める。

収 入			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	1,714,936 千円	△ 14,904 千円	1,700,032 千円
第 1 項 企 業 債	884,488 千円	△ 118,488 千円	766,000 千円
第 2 項 出 資 金	390,712 千円	83,694 千円	474,406 千円

第 3 項	固定資産売却代金	127 千円	△	127 千円	0 千円
第 4 項	補 助 金	224,144 千円		102,893 千円	327,037 千円
第 5 項	負 担 金	215,465 千円	△	82,876 千円	132,589 千円
支 出					
	(科 目)	(補正前の額)		(補 正 額)	(計)
第 1 款	資 本 的 支 出	3,100,206 千円	△	62,977 千円	3,037,229 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	1,919,461 千円	△	62,977 千円	1,856,484 千円

[府中市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 308,653 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 38,874 千円、建設改良積立金 77,958 千円、過年度分損益勘定留保資金 3,214 千円及び当年度分損益勘定留保資金 188,607 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 301,816 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 23,349 千円、建設改良積立金 85,137 千円、過年度分損益勘定留保資金 3,213 千円及び当年度分損益勘定留保資金 190,117 千円で補てんするものとする。)」に改める。

収 入					
	(科 目)	(補正前の額)		(補 正 額)	(計)
第 1 款	資 本 的 収 入	455,046 千円		173,746 千円	628,792 千円
第 1 項	企 業 債	351,602 千円	△	19,402 千円	332,200 千円
第 2 項	出 資 金	57,968 千円		96,574 千円	154,542 千円
第 3 項	補 助 金	37,476 千円		96,574 千円	134,050 千円
支 出					
	(科 目)	(補正前の額)		(補 正 額)	(計)
第 1 款	資 本 的 支 出	763,699 千円		166,909 千円	930,608 千円
第 1 項	建 設 改 良 費	604,339 千円		166,909 千円	771,248 千円

[三次市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 827,248 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 67,721 千円、過年度分損益勘定留保資金 541,136 千円及び当年度分損益勘定留保資金 218,391 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 878,877 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 60,637 千円、過年度分損益勘定留保資金 400,515 千円及び当年度分損益勘定留保資金 417,725 千円で補てんするものとする。)」に改める。

収 入					
	(科 目)	(補正前の額)		(補 正 額)	(計)
第 1 款	資 本 的 収 入	662,353 千円		29,632 千円	691,985 千円

第 1 項 企 業 債	289,016 千円	27,884 千円	316,900 千円
第 2 項 出 資 金	177,835 千円	△ 43,327 千円	134,508 千円
第 3 項 補 助 金	195,502 千円	44,175 千円	239,677 千円
第 4 項 負 担 金	0 千円	900 千円	900 千円
支 出			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	1,489,601 千円	81,261 千円	1,570,862 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	1,000,639 千円	65,743 千円	1,066,382 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	488,962 千円	15,518 千円	504,480 千円

[庄原市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 838,717 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 62,594 千円、減債積立金 61,061 千円、建設改良積立金 69,663 千円、当年度分損益勘定留保資金 304,204 千円及び繰越利益剰余金処分額 341,195 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,024,815 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 24,349 千円、減債積立金 61,061 千円、建設改良積立金 271,936 千円、過年度分損益勘定留保資金 149,940 千円、当年度分損益勘定留保資金 294,399 千円及び繰越利益剰余金処分額 223,130 千円で補てんするものとする。)」に改める。

収 入			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入	503,291 千円	340,443 千円	843,734 千円
第 1 項 出 資 金	126,900 千円	186,744 千円	313,644 千円
第 2 項 補 助 金	205,964 千円	146,677 千円	352,641 千円
第 3 項 負 担 金	170,427 千円	△ 29,578 千円	140,849 千円
第 4 項 企 業 債	0 千円	36,600 千円	36,600 千円
支 出			
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出	1,342,008 千円	526,541 千円	1,868,549 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	1,043,249 千円	526,541 千円	1,569,790 千円

[東広島市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,204,863 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 176,915 千円、建設改良積立金 300,000 千円及び過年度分損益勘定留保資金 727,948 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,175,504 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 91,497 千円、建設改良積立金 300,000 千円、過年度分損益勘定留保資金 492,759 千円及び当年度分損益勘定留保資金 291,248 千円で補てんするものとする。)」に改める。

る。)」に改める。

		収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)	
第 1 款 資 本 的 収 入	1,662,760 千円	△ 249,976 千円	1,412,784 千円	
第 1 項 企 業 債	567,900 千円	△ 50,500 千円	517,400 千円	
第 2 項 出 資 金	504,910 千円	22,158 千円	527,068 千円	
第 3 項 他 会 計 補 助 金	39,034 千円	8 千円	39,042 千円	
第 4 項 補 助 金	104,910 千円	22,158 千円	127,068 千円	
第 5 項 負 担 金	446,006 千円	△ 243,800 千円	202,206 千円	
		支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)	
第 1 款 資 本 的 支 出	2,867,623 千円	△ 279,335 千円	2,588,288 千円	
第 1 項 建 設 改 良 費	2,486,432 千円	△ 279,330 千円	2,207,102 千円	
第 2 項 企 業 債 償 還 金	381,191 千円	△ 5 千円	381,186 千円	

[廿日市市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,202,051千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額138,332千円、繰越工事資金173,000千円及び過年度分損益勘定留保資金890,719千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,593,982千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額115,352千円、減債積立金295,347千円、繰越工事資金173,000千円、過年度分損益勘定留保資金406,689千円及び当年度分損益勘定留保資金603,594千円で補てんするものとする。)」に改める。

		収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)	
第 1 款 資 本 的 収 入	1,434,855 千円	136,188 千円	1,571,043 千円	
第 1 項 企 業 債	564,222 千円	△ 78,922 千円	485,300 千円	
第 2 項 出 資 金	335,289 千円	67,456 千円	402,745 千円	
第 3 項 補 助 金	425,884 千円	176,754 千円	602,638 千円	
第 4 項 負 担 金	109,460 千円	△ 29,100 千円	80,360 千円	
		支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)	
第 1 款 資 本 的 支 出	2,636,906 千円	528,119 千円	3,165,025 千円	
第 1 項 建 設 改 良 費	2,351,317 千円	518,361 千円	2,869,678 千円	
第 2 項 企 業 債 償 還 金	285,589 千円	9,758 千円	295,347 千円	

[安芸高田市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 582,527 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 30,232 千円、減債積立金 52,075 千円、建設改良積立金 90,054 千円、当年度分損益勘定留保資金 236,859 千円及び繰越利益剰余金処分額 173,307 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 575,917 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5,660 千円、減債積立金 52,075 千円、建設改良積立金 109,725 千円、過年度分損益勘定留保資金 9,365 千円、当年度分損益勘定留保資金 270,941 千円及び繰越利益剰余金処分額 128,151 千円で補てんするものとする。)」に改める。

		収 入		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入		69,966 千円	2,068 千円	72,034 千円
第 1 項 企 業 債		42,736 千円	△ 6,036 千円	36,700 千円
第 2 項 出 資 金		10,115 千円	2,902 千円	13,017 千円
第 3 項 補 助 金		10,115 千円	2,902 千円	13,017 千円
第 4 項 負 担 金		7,000 千円	2,300 千円	9,300 千円
		支 出		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出		652,493 千円	△ 4,542 千円	647,951 千円
第 1 項 建 設 改 良 費		347,192 千円	△ 4,542 千円	342,650 千円

[江田島市水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 391,189 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 24,178 千円、建設改良積立金 253,110 千円及び当年度分損益勘定留保資金 113,901 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 408,156 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 43,329 千円、建設改良積立金 241,586 千円及び当年度分損益勘定留保資金 123,241 千円で補てんするものとする。)」に改める。

		収 入		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入		35,876 千円	70,828 千円	106,704 千円
第 1 項 補 助 金		31,440 千円	45,728 千円	77,168 千円
第 3 項 企 業 債		0 千円	25,100 千円	25,100 千円
		支 出		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出		427,065 千円	87,795 千円	514,860 千円
第 1 項 建 設 改 良 費		332,210 千円	87,795 千円	420,005 千円

[熊野町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 108,591 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 5,051 千円及び過年度分損益勘定留保資金 103,540 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 74,272 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 169 千円及び過年度分損益勘定留保資金 74,103 千円で補てんするものとする。)」に改める。

		収 入		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入		35,331 千円	36,340 千円	71,671 千円
第 1 項 補 助 金		14,818 千円	988 千円	15,806 千円
第 2 項 負 担 金		20,513 千円	35,352 千円	55,865 千円
		支 出		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出		143,922 千円	2,021 千円	145,943 千円
第 1 項 建 設 改 良 費		143,922 千円	2,021 千円	145,943 千円

[北広島町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 445,561 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 42,983 千円、減債積立金 61,102 千円、建設改良積立金 217,000 千円及び当年度分損益勘定留保資金 124,476 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 446,683 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 23,297 千円、減債積立金 135,056 千円、建設改良積立金 217,000 千円及び当年度分損益勘定留保資金 71,330 千円で補てんするものとする。)」に改める。

		収 入		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入		540,128 千円	1,244,618 千円	1,784,746 千円
第 1 項 企 業 債		105,044 千円	403,356 千円	508,400 千円
第 2 項 出 資 金		217,542 千円	420,558 千円	638,100 千円
第 3 項 補 助 金		217,542 千円	420,704 千円	638,246 千円
		支 出		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出		985,689 千円	1,245,740 千円	2,231,429 千円
第 1 項 建 設 改 良 費		779,952 千円	1,245,740 千円	2,025,692 千円

[大崎上島町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し

不足する額 14,479 千円は、過年度分損益勘定留保資金 12,503 千円及び繰越利益剰余金処分額 1,976 千円で補てんするものとする。）」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 14,451 千円は、過年度分損益勘定留保資金 9,698 千円及び引継金 4,753 千円で補てんするものとする。)」に改める。

		収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)	
第 1 款 資 本 的 収 入	164,518 千円	△ 24,160 千円	140,358 千円	
第 1 項 企 業 債	52,000 千円	△ 23,600 千円	28,400 千円	
第 2 項 出 資 金	22,925 千円	△ 170 千円	22,755 千円	
第 3 項 他 会 計 補 助 金	66,667 千円	△ 220 千円	66,447 千円	
第 4 項 補 助 金	22,925 千円	△ 170 千円	22,755 千円	
		支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)	
第 1 款 資 本 的 支 出	178,468 千円	△ 23,659 千円	154,809 千円	
第 1 項 建 設 改 良 費	118,071 千円	△ 23,659 千円	94,412 千円	

[世羅町水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 111,035 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 9,030 千円、繰越工事資金 13,200 千円及び過年度分損益勘定留保資金 88,805 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 158,960 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 15,751 千円、繰越工事資金 13,200 千円及び過年度分損益勘定留保資金 130,009 千円で補てんするものとする。)」に改める。

		収 入		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)	
第 1 款 資 本 的 収 入	234,549 千円	68,874 千円	303,423 千円	
第 1 項 出 資 金	23,446 千円	34,430 千円	57,876 千円	
第 2 項 他 会 計 補 助 金	142,757 千円	1 千円	142,758 千円	
第 3 項 補 助 金	23,446 千円	34,443 千円	57,889 千円	
		支 出		
(科 目)	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)	
第 1 款 資 本 的 支 出	345,584 千円	116,799 千円	462,383 千円	
第 1 項 建 設 改 良 費	190,739 千円	104,961 千円	295,700 千円	
第 2 項 企 業 債 償 還 金	154,845 千円	11,838 千円	166,683 千円	

[神石高原町簡易水道事業]

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し

不足する額 21,009 千円は、過年度分損益勘定留保資金 10,714 千円及び当年度分損益勘定留保資金 10,295 千円で補てんするものとする。）」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 22,160 千円は、引継金 22,160 千円で補てんするものとする。)」に改める。

(科 目)	収 入		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 収 入	313,472 千円	△ 83,163 千円	230,309 千円
第 1 項 企 業 債	98,474 千円	△ 59,374 千円	39,100 千円
第 2 項 他 会 計 補 助 金	161,273 千円	△ 20,985 千円	140,288 千円
第 3 項 補 助 金	53,725 千円	△ 2,804 千円	50,921 千円
(科 目)	支 出		(計)
	(補正前の額)	(補 正 額)	
第 1 款 資 本 的 支 出	334,481 千円	△ 82,012 千円	252,469 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	263,196 千円	△ 82,012 千円	181,184 千円

(債務負担行為の補正)

第 5 条 予算第 1 章第 5 条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
竹原市水道事業				
竹原市水道施設建設工事	令和 7 年度	336,600 千円	令和 7 年度	273,839 千円
三原市水道事業				
三原市水道施設建設工事	令和 7 年度	319,688 千円	令和 7 年度	2,369 千円
府中市水道事業				
府中市水道施設建設工事	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	622,340 千円	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	431,900 千円
三次市水道事業				
三次市水道維持管理委託事業	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	380,886 千円	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	387,017 千円
三次市水道施設建設工事	令和 7 年度	284,600 千円	令和 7 年度	154,885 千円

東広島市水道事業					
東広島市水道維持管理委託事業	令和7年度から令和11年度まで	3,268,706 千円	令和7年度から令和11年度まで	3,032,543 千円	
東広島市水道施設修繕工事	令和7年度	181,768 千円	令和7年度	184,700 千円	
東広島市水道施設建設工事	令和7年度	1,478,285 千円	令和7年度	1,443,285 千円	
廿日市市水道事業					
廿日市市水道施設建設工事	令和7年度	585,500 千円	令和7年度	555,500 千円	
安芸高田市水道事業					
安芸高田市水道施設建設工事	令和7年度	4,000 千円	令和7年度	86,000 千円	
北広島町水道事業					
北広島町水道維持管理委託事業	令和7年度から令和11年度まで	417,186 千円	令和7年度から令和11年度まで	297,066 千円	
北広島町水道施設建設工事	令和7年度	1,100,000 千円	令和7年度から令和8年度まで	498,000 千円	
大崎上島町水道事業					
大崎上島町水道施設建設工事	令和7年度	105,302 千円	令和7年度	113,000 千円	
世羅町水道事業					
世羅町水道施設建設工事	令和7年度から令和8年度まで	701,500 千円	令和7年度から令和8年度まで	66,260 千円	

(企業債の補正)

第6条 予算第1章第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
市 町 水 道 事 業 計	3,014,391 千円	108,009 千円	3,122,400 千円

竹 原 市 水 道 事 業	58,909 千円	△	28,609 千円	30,300 千円
三 原 市 水 道 事 業	884,488 千円	△	118,488 千円	766,000 千円
府 中 市 水 道 事 業	351,602 千円	△	19,402 千円	332,200 千円
三 次 市 水 道 事 業	289,016 千円		27,884 千円	316,900 千円
庄 原 市 水 道 事 業	0 千円		36,600 千円	36,600 千円
東 広 島 市 水 道 事 業	567,900 千円	△	50,500 千円	517,400 千円
廿 日 市 市 水 道 事 業	564,222 千円	△	78,922 千円	485,300 千円
安 芸 高 田 市 水 道 事 業	42,736 千円	△	6,036 千円	36,700 千円
江 田 島 市 水 道 事 業	0 千円		25,100 千円	25,100 千円
北 広 島 町 水 道 事 業	105,044 千円		403,356 千円	508,400 千円
大 崎 上 島 町 水 道 事 業	52,000 千円	△	23,600 千円	28,400 千円
神 石 高 原 町 簡 易 水 道 事 業	98,474 千円	△	59,374 千円	39,100 千円

(一時借入金の補正)

第7条 予算第1章第7条に定めた一時借入金の限度額を次のとおり補正する。

	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
市 町 水 道 事 業 計	3,200,000 千円	100,000 千円	3,300,000 千円
北 広 島 町 水 道 事 業	150,000 千円	100,000 千円	250,000 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第8条 予算第1章第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
職 員 給 与 費			
市 町 水 道 事 業 計	2,076,102 千円	107,151 千円	2,183,253 千円
竹 原 市 水 道 事 業	109,610 千円	△ 351 千円	109,259 千円
三 原 市 水 道 事 業	366,517 千円	8,259 千円	374,776 千円
府 中 市 水 道 事 業	128,807 千円	7,511 千円	136,318 千円
三 次 市 水 道 事 業	113,309 千円	3,042 千円	116,351 千円
庄 原 市 水 道 事 業	118,181 千円	3,372 千円	121,553 千円
東 広 島 市 水 道 事 業	470,036 千円	37,016 千円	507,052 千円
廿 日 市 市 水 道 事 業	279,722 千円	9,095 千円	288,817 千円
安 芸 高 田 市 水 道 事 業	68,244 千円	53 千円	68,297 千円
江 田 島 市 水 道 事 業	137,857 千円	5,032 千円	142,889 千円
熊 野 町 水 道 事 業	65,862 千円	4,827 千円	70,689 千円
北 広 島 町 水 道 事 業	60,273 千円	9,574 千円	69,847 千円
大 崎 上 島 町 水 道 事 業	32,932 千円	10,366 千円	43,298 千円

世 羅 町 水 道 事 業	75,076 千円	2,089 千円	77,165 千円
神石高原町簡易水道事業	49,676 千円	7,266 千円	56,942 千円

	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
交 際 費			
市 町 水 道 事 業 計	315 千円	△ 1 千円	314 千円
東 広 島 市 水 道 事 業	86 千円	3 千円	89 千円
廿 日 市 市 水 道 事 業	53 千円	△ 2 千円	51 千円
江 田 島 市 水 道 事 業	10 千円	1 千円	11 千円
北 広 島 町 水 道 事 業	8 千円	△ 1 千円	7 千円
大 崎 上 島 町 水 道 事 業	8 千円	△ 1 千円	7 千円
神石高原町簡易水道事業	5 千円	△ 1 千円	4 千円

(他会計からの負担金等の補正)

第9条 予算第1章第10条に定めた他会計からこの会計へ負担金又は補助金を受ける金額を次のとおり補正する。

	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
市 町 水 道 事 業 計	2,177,032 千円	△ 45,268 千円	2,131,764 千円
竹 原 市 水 道 事 業	15,746 千円	△ 492 千円	15,254 千円
三 原 市 水 道 事 業	262,410 千円	△ 2,794 千円	259,616 千円
三 次 市 水 道 事 業	263,537 千円	△ 22,066 千円	241,471 千円
東 広 島 市 水 道 事 業	123,435 千円	△ 16,294 千円	107,141 千円
江 田 島 市 水 道 事 業	35,656 千円	40 千円	35,696 千円
熊 野 町 水 道 事 業	3,408 千円	305 千円	3,713 千円
大 崎 上 島 町 水 道 事 業	79,429 千円	△ 220 千円	79,209 千円
世 羅 町 水 道 事 業	179,146 千円	△ 2,904 千円	176,242 千円
神石高原町簡易水道事業	214,456 千円	△ 843 千円	213,613 千円

(利益剰余金の処分の補正)

第10条 予算第1章第11条に定めた繰越利益剰余金又は当年度利益剰余金のうち処分するものとする金額を次のとおり補正する。

	(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
市 町 水 道 事 業 計	624,198 千円	△ 163,221 千円	460,977 千円
庄 原 市 水 道 事 業	341,195 千円	△ 118,065 千円	223,130 千円
安芸高田市水道事業	173,307 千円	△ 45,156 千円	128,151 千円

第2章 水道用水供給事業

(総 則)

第1条 令和6年度広島県水道広域連合企業団水道事業会計(水道用水供給事業)の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 予算第2章第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(補 正 前)	(補 正)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
広島水道用水供給施設建設事業	2,891,774 千円	1,593,385 千円	4,485,159 千円
広島西部地域水道用水供給施設建設事業	1,443,658 千円	606,865 千円	2,050,523 千円
沼田川水道用水供給施設建設事業	1,233,671 千円	118,390 千円	1,352,061 千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第2章第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第1款 水道用水供給事業収益		10,817,648 千円	15,550 千円	10,833,198 千円
第2項 営業外収益		1,043,689 千円	15,550 千円	1,059,239 千円
		支 出		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第1款 水道用水供給事業費用		9,783,172 千円	93,518 千円	9,876,690 千円
第1項 営業費用		9,521,434 千円	110,056 千円	9,631,490 千円
第2項 営業外費用		258,738 千円	△ 16,538 千円	242,200 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第2章第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,845,348 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 442,292 千円、建設改良積立金 3,835,780 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,894,074 千円及び当年度分損益勘定留保資金 673,202 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 9,134,709 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 452,087 千円、建設改良積立金 5,012,894 千円、過年度分損益勘定留保資

金 2,375,535 千円及び当年度分損益勘定留保資金 1,294,193 千円で補てんするものとする。）」に改める。

		収 入		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入		583,759 千円	1,850,035 千円	2,433,794 千円
第 1 項 企 業 債		53,796 千円	235,304 千円	289,100 千円
第 2 項 出 資 金		169,037 千円	547,963 千円	717,000 千円
第 4 項 補 助 金		169,315 千円	1,066,768 千円	1,236,083 千円
		支 出		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出		7,429,107 千円	2,313,966 千円	9,743,073 千円
第 1 項 建 設 改 良 費		5,589,883 千円	2,313,966 千円	7,903,849 千円

(債務負担行為の補正)

第 5 条 予算第 2 章第 5 条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
広島水道用水供給水道維持管理委託事業	令和 7 年度	60,000 千円	令和 7 年度	13,585 千円
広島水道用水供給施設建設工事	令和 7 年度	1,563,000 千円	令和 7 年度	1,715,656 千円
広島西部地域水道用水供給施設建設工事	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	1,200,000 千円	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	3,370,318 千円
沼田川水道用水供給施設建設工事	令和 7 年度から 令和 10 年度まで	3,365,445 千円	令和 7 年度から 令和 10 年度まで	2,422,560 千円

(企業債の補正)

第 6 条 予算第 2 章第 6 条列記中起債の限度額「53,796 千円」を「289,100 千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第 7 条 予算第 2 章第 9 条列記中職員給与費「780,297 千円」を「933,851 千円」に、交際費「142 千円」を「143 千円」に改める。

(他会計からの負担金等の補正)

第 8 条 予算第 2 章第 10 条列記中他会計からこの会計へ負担金又は補助金を受ける金額「2,450

千円」を「3,330 千円」に改める。

令和 7 年 1 月 29 日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

第4号議案

令和6年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度広島県水道広域連合企業団工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（区 分）	（補 正 前）	（補 正）	（計）
(4) 主要な建設改良事業			
太田川東部工業用水道施設建設事業	1,169,610 千円	△ 56,697 千円	1,112,913 千円
沼田川工業用水道施設建設事業	278,510 千円	△ 27,097 千円	251,413 千円
太田川東部工業用水道第2期水道施設建設事業	249,334 千円	△ 23,655 千円	225,679 千円
太田川東部工業用水道第2期拡張水道施設建設事業	1,008,697 千円	△ 450,671 千円	558,026 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入			
（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
第1款 工業用水道事業収益	3,339,986 千円	△ 108,736 千円	3,231,250 千円
第2項 営業外収益	468,043 千円	△ 108,736 千円	359,307 千円
支 出			
（科 目）	（補正前の額）	（補 正 額）	（計）
第1款 工業用水道事業費用	3,309,803 千円	△ 242,582 千円	3,067,221 千円
第1項 営業費用	3,192,481 千円	△ 225,468 千円	2,967,013 千円
第2項 営業外費用	113,322 千円	△ 17,114 千円	96,208 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額749,654千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額216,309千円、過年度分損益勘定留保資金234,781千円及び当年度分損益勘定留保資

金 298,564 千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 843,924 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 132,112 千円、過年度分損益勘定留保資金 298,263 千円及び当年度分損益勘定留保資金 413,549 千円で補てんするものとする。)」に改める。

		収 入		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 収 入		2,631,273 千円	△ 652,192 千円	1,979,081 千円
第 1 項 企 業 債		2,263,600 千円	△ 530,400 千円	1,733,200 千円
第 2 項 補 助 金		154,200 千円	△ 74,483 千円	79,717 千円
第 3 項 負 担 金		114,617 千円	△ 20,851 千円	93,766 千円
第 4 項 受 託 金		98,856 千円	△ 26,458 千円	72,398 千円
		支 出		
(科 目)		(補正前の額)	(補 正 額)	(計)
第 1 款 資 本 的 支 出		3,380,927 千円	△ 557,922 千円	2,823,005 千円
第 1 項 建 設 改 良 費		2,709,356 千円	△ 557,922 千円	2,151,434 千円

(債務負担行為の補正)

第 5 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為を次のとおり補正する。

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
太田川東部工業用水道施設建設工事	令和 7 年度	48,000 千円	令和 7 年度	0 千円
沼田川工業用水道施設建設工事	令和 7 年度	736,380 千円	令和 7 年度から令和 9 年度まで	1,402,600 千円
太田川東部工業用水道第 2 期拡張水道施設建設工事	令和 7 年度から令和 8 年度まで	2,180,000 千円	令和 7 年度から令和 8 年度まで	579,000 千円

(企業債の補正)

第 6 条 予算第 6 条列記中起債の限度額「2,263,600 千円」を「1,733,200 千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第 7 条 予算第 9 条列記中職員給与費「205,425 千円」を「294,564 千円」に改める。

(他会計からの負担金等の補正)

第8条 予算第10条列記中他会計からこの会計へ負担金又は補助金を受ける金額「1,160千円」を「1,380千円」に改める。

令和7年1月29日提出

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

第5号議案

広島県水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例案を次のように提出する。

令和7年1月29日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例案

広島県水道広域連合企業団職員の定年等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、広島県水道広域連合企業団の職員（以下「職員」という。）の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定年による退職)

第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

(定年)

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

(定年による退職の特例)

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて企業長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職員の職務が高度の専門的な知識、熟達した技能又は豊富な経験を必要とするものであるため、後任を容易に得ることができないとき。
- (2) 勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずるとき。
- (3) 業務の性質上、当該職員の退職による担当者の交替が当該業務の継続的遂行に重大な障害を生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合にお

いて、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、企業長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、企業長が別に定める。

（定年に関する施策の調査等）

第5条 企業長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第17号）第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員の職及びこれに準ずる職として企業長が別に定める職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この条から第11条までにおいて「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3及び第27条第1項並びに労働組合法（昭和24年法律第174号）第7条（第1号本文に係る部分に限る。）に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第10条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力（次条第3項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤

務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この条から第11条までにおいて同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職員の職務が高度の専門的な知識、熟達した技能又は豊富な経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により後任を容易に得ることができないとき。
- (2) 勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずるとき。
- (3) 業務の性質上、当該職員の他の職への降任等による担当者の交替が当該業務の継続的遂行に重大な障害を生ずるとき。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、企業長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことができる。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職をいう。）に、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

督職であつて、これらの欠員を容易に得ることができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として企業長が別に定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、企業長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

（雑則）

第12条 この条例の実施に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

水道企業団職員の採用に当たり、広島県水道広域連合企業団職員の定年等に関し、必要な規定を整備するため、この条例案を提出する。

第6号議案

広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和7年1月29日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案

広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(扶養手当) 第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。<u>ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、企業長が別に定める職員に対しては、支給しない。</u> 2 (略) (1)―(5) (略) (住居手当) 第8条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に対して支給する。 (1) <u>自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額14,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（企業団が設置する公舎（以下「企業団公舎」という。）を貸与され、使用料を支払っている職員その他企業長が別に定める職員を除く。）</u> (2) <u>第10条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が居住するための住宅（企業団公舎その他企業長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして企業長が別に定めるもの</u>	(扶養手当) 第6条 扶養手当は、扶養親族のある職員<u>（企業長が別に定める職員を除く。）</u>に対して支給する。 2 (略) (1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u> (2)―(6) (略) (住居手当) 第8条 住居手当は、<u>自ら居住するため住宅を借り受け、家賃を支払っている職員（企業長が指定する者を除く。）</u>に対して支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第16条 管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員（以下「管理職員」という。）で臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（次項において「週休日等」という。）において勤務をした場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員で災害への対処その他の臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合に支給する。

(期末手当)

第16条の2 期末手当は、3月1日、6月1日及び12月1日（以下「期末手当基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、企業長が別に定める日（以下「期末手当支給日」という。）に支給する。

(勤勉手当)

第16条の3 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下「勤勉手当基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、勤勉手当基準日以前6月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、企業長が別に定める日（以下「勤勉手当支給日」という。）に支給する。

(給与の減額)

第17条の4 正規の勤務時間に職員が勤務しないときは、広島県水道広域連合企業団就業規則（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第13号。以下「就業規則」という。）第20条に規定する時間外勤務代休時間並びに第30条及び第32条に規定する休暇による場合その他その勤務しないことについて企業長の承認があった場合（企業長が別に定める場合に限る。）を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(休職者の給与)

第17条の5 職員が休職にされたときは、企業長が別に定めるところにより給与を支給することができる。

2 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(育児休業を取得している職員の給与)

第17条の6 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の

(管理職員特別勤務手当)

第16条 管理職員特別勤務手当は、第4条に規定する管理職手当の支給を受ける職員（以下「管理職員」という。）で臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日（次項において「週休日等」という。）において勤務した場合に支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員で災害への対処その他の臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。

<u>承認を受けた職員には、育児休業をしている期間については、給与を支給しない。</u> <u>2 前項の職員のうち企業長が別に定める職員には、同項の規定にかかわらず、期末手当又は勤勉手当を支給する。</u> (短時間勤務会計年度任用職員の期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当は、<u>期末手当基準日</u>にそれぞれ在職する職員に対して、期末手当支給日に支給する。 (短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当) 第20条の2 (略) 2 勤勉手当は、<u>勤勉手当基準日</u>にそれぞれ在職する職員に対して、勤勉手当基準日以前6月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、勤勉手当支給日に支給する。 (特定の職員についての適用除外) 第24条 (略) <u>2 第8条の規定は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの(以下「特定管理職員」という。)には適用しない。</u>	(短時間勤務会計年度任用職員の期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当は、<u>3月1日、6月1日及び12月1日(以下「期末手当基準日」という。)</u>にそれぞれ在職する職員に対して、企業長が別に定める日(以下「期末手当支給日」という。)に支給する。 (短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当) 第20条の2 (略) 2 勤勉手当は、<u>6月1日及び12月1日(以下「勤勉手当基準日」という。)</u>にそれぞれ在職する職員に対して、勤勉手当基準日以前6月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、企業長が別に定める日(以下「勤勉手当支給日」という。)に支給する。 (特定の職員についての適用除外) 第24条 (略)
---	---

(広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和6年広島県水道広域連合企業団条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。 (給与に関する特例) 第4条 (略) 2—4 (略)	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第3条第1項及び第7条第1項並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。 (給与に関する特例) 第4条 (略) 2—4 (略)

5 <u>第2項の規定による号給の決定並びに第3項及び第4項の規定による給料月額</u>の決定は、<u>予算の範囲内で行わなければならない。</u> (給与条例等の適用除外等) 第5条 広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第17号。以下「給与条例」という。）第3条から第6条まで、第8条、<u>第17条の2、第17条の3及び第18条から第23条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。</u> 2 特定任期付職員に対する給与条例第16条及び第24条の規定の適用については、給与条例第16条中「管理職員」とあるのは「管理職員及び広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和6年広島県水道広域連合企業団条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第2条の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第24条中「管理職手当を受給する職員」とあるのは「管理職手当を受給する職員及び任期付職員条例第2条の規定により任期を定めて採用された職員」とする。	5 企業長は、<u>特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、企業長が別に定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u> 6 特定任期付職員には、<u>期末手当を企業長が別に定めるところにより支給する。</u> 7 特定任期付職員のうち常時勤務に服することを要する者が退職（職員としての身分を失うことをいう。）をした場合には、<u>退職手当を、広島県水道広域連合企業団と広島県市町事務組合との間における退職手当支給事務及び公務災害補償事務の事務委託に関する規約（令和5年広島県水道広域連合企業団告示第1号）第2条の規定により支給する。</u> 8 <u>第2項の規定による号給の決定、第3項及び第4項の規定による給料月額</u>の決定、<u>第5項の規定による特定任期付職員業績手当の支給及び第6項に規定する期末手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u> (給与条例等の適用除外等) 第5条 広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第17号。以下「給与条例」という。）第3条から第6条まで、第8条、<u>第17条の2から第23条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。</u> 2 特定任期付職員に対する給与条例<u>第2条第3項、第16条及び第24条の規定の適用については、給与条例第2条第3項中「以下同じ。」とあるのは「以下同じ。」</u>及び<u>広島県水道広域連合企業団一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和6年広島県水道広域連合企業団条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第4条第5項に規定する特定任期付職員業績手当</u>と、給与条例第16条中「管理職員」とあるのは「<u>管理職員及び任期付職員条例第2条の規定により任期を定めて採用された職員</u>」と、給与条例第24条中「管理職手当を受給する職員」とあるのは「<u>管理職手当を受給する職員及び任期付職員条例第2条の規定により任期を定めて採用された職員</u>」とする。 (給与の減額) 第6条 <u>正規の勤務時間に特定任期付職員が勤務しないときは、広島県水道広域連合企業団就業規則（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第13号）第20条に規定する時間外勤務代休時間並びに第30条及び第32条に規定する休暇による場合その他その勤務しないことについて企業長の承認があった場合（企業長が別に定める場合に限る。）を除き、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たり</u>
---	--

	<u>の給与額を減額した給与を支給する。</u> <u>(休職者の給与)</u> <u>第7条 特定任期付職員が休職にされたときは、企業長が別に定めるところにより給与を支給することができる。</u> <u>2 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の許可を受けた特定任期付職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。</u> <u>(育児休業をしている特定任期付職員の給与)</u> <u>第8条 育児休業法第2条の規定による育児休業をしている特定任期付職員には、その育児休業をしている期間については、給与を支給しない。</u> <u>2 前項の特定任期付職員のうち企業長が別に定める職員には、同項の規定にかかわらず、期末手当を支給する。</u>
第6条 (略)	第9条 (略)

(広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(給与の額等) 第3条 (略) 2—3 (略) (1)―(3) (略) (4) (略) ア (略) イ 6月1日に係る期末手当 (ア) 在職期間が3箇月の場合 <u>100分の155</u> (イ) 在職期間が2箇月15日以上3箇月未満の場合 <u>100分の124</u> (ウ) 在職期間が1箇月15日以上2箇月15日未満の場合 <u>100分の93</u> (エ) 在職期間が1箇月15日未満の場合 <u>100分の46.5</u> ウ 12月1日に係る期末手当 (ア) 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の155</u> (イ) 在職期間が5箇月以上6箇月未満	(給与の額等) 第3条 (略) 2—3 (略) (1)―(3) (略) (4) (略) ア (略) イ 6月1日に係る期末手当 (ア) 在職期間が3箇月の場合 <u>100分の152.5</u> (イ) 在職期間が2箇月15日以上3箇月未満の場合 <u>100分の122</u> (ウ) 在職期間が1箇月15日以上2箇月15日未満の場合 <u>100分の91.5</u> (エ) 在職期間が1箇月15日未満の場合 <u>100分の45.75</u> ウ 12月1日に係る期末手当 (ア) 在職期間が6箇月の場合 <u>100分の152.5</u> (イ) 在職期間が5箇月以上6箇月未満

の場合 <u>100分の124</u> (ウ) 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の93</u> (エ) 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の46.5</u> (5)―(6) (略)	の場合 <u>100分の122</u> (ウ) 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の91.5</u> (エ) 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の45.75</u> (5)―(6) (略)
--	---

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
(扶養手当に関する経過措置)
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例第6条の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるものに対しては」と、同条第2項中「(5) 心身に著しい障害がある者」とあるのは「(5) 心身に著しい障害がある者
(6) 配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。
(給与の内払)
- 3 第1条の規定による改正後の広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）、第2条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後任期付職員条例」という。）又は第3条の規定による改正後の広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後特別職条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例、第2条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第3条の規定による改正前の広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後給与条例、改正後任期付職員条例又は改正後特別職条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

水道企業団職員の採用に当たり、勤務条件に関し、必要な規定を整備するほか、広島県水道広域連合企業団の特別職の期末手当の支給割合を引き上げるため、この条例案を提出する。

第7号議案

広島県水道広域連合企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和7年1月29日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する
条例の一部を改正する条例案

広島県水道広域連合企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関
する条例の一部を改正する条例

広島県水道広域連合企業団職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（失職の特例） 第5条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。 2 （略）	（失職の特例） 第5条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により<u>禁錮</u>以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。 2 （略）

附 則

この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

(提案理由)

刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第 67 号）の施行に伴い、改正対象字句を改めるため、この条例案を提出する。

第 8 号議案

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 7 年 1 月 29 日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例の一部を改正する条例案

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例の一部を改正する条例

広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和 5 年広島県水道広域連合企業団条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(指定管理者による管理) 第58条 (略) 2 (略) (1)―(7) (略) (8) 水道施設の維持、 <u>修繕及び更新</u> に関するこ と。 (9) (略) 3 (略)	(指定管理者による管理) 第58条 (略) 2 (略) (1)―(7) (略) (8) 水道施設の維持 <u>及び修繕</u> に関すること。 (9) (略) 3 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

水道用水供給水道における指定管理者が行う業務範囲の拡大に伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出する。

第9号議案

広島県水道広域連合企業団工業用水道条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和7年1月29日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団工業用水道条例の一部を改正する条例案

広島県水道広域連合企業団工業用水道条例の一部を改正する条例

広島県水道広域連合企業団工業用水道条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(料金の納付) 第22条 (略) 2 (略)			(料金の納付) 第22条 (略) 2 (略)		
施設の区分	種別	料率	施設の区分	種別	料率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
沼田川工業用水道	基本料金	1立方メートル当たり 30.2円	沼田川工業用水道	基本料金	1立方メートル当たり 26.3円
	使用料金	1立方メートル当たり 8.3円		使用料金	1立方メートル当たり 6.4円
	特定料金	1立方メートル当たり 51.8円		特定料金	1立方メートル当たり 44.1円
	超過料金	1立方メートル当たり 77.0円		超過料金	1立方メートル当たり 65.4円
備考 (略)			備考 (略)		
3 (略)			3 (略)		
施設の区分	種別	料率	施設の区分	種別	料率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
沼田川工業用水道	基本料金	1立方メートル当たり 36.0円	沼田川工業用水道	基本料金	1立方メートル当たり 30.7円
	特定料金	1立方メートル当たり 51.8円		特定料金	1立方メートル当たり 44.1円
	超過料金	1立方メートル当たり 72.0円		超過料金	1立方メートル当たり 61.4円
備考 (略)			備考 (略)		
4 (略)			4 (略)		
施設の区分	種別	料率	施設の区分	種別	料率
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
沼田川工業用水道	基本使用料金	1日当たり 7,700円	沼田川工業用水道	基本使用料金	1日当たり 6,760円
	使用料金	1立方メートル当たり 11.6円		使用料金	1立方メートル当たり 9円
備考 (略)			備考 (略)		
5 (略)			5 (略)		
(指定管理者による管理) 第26条 (略)			(指定管理者による管理) 第26条 (略)		

改 正 後	改 正 前
2 (略) (1)―(6) (略) (7) 工業用水道施設の維持、 <u>修繕及び更新</u> に関する こと。 (8) (略) 3 (略)	2 (略) (1)―(6) (略) (7) 工業用水道施設の維持 <u>及び</u> 修繕に関するこ と。 (8) (略) 3 (略)

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第26条第2項の改正規定は公布の日から施行する。

(提案理由)

沼田川工業用水道について、経費の増大などに対応した料金の料率を改定するため必要な規定を整備するほか、指定管理者が行う業務範囲の拡大に伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出する。

第10号議案

広島県水道広域連合企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和7年1月29日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団布設工事監督者の配置基準及び
資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の
一部を改正する条例案

広島県水道広域連合企業団布設工事監督者の配置基準及び
資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の
一部を改正する条例

広島県水道広域連合企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(布設工事監督者の資格) 第3条 (略) (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）において<u>土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (2) 学校教育法による大学において<u>機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校（次号において「<u>短期大学等</u>」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。次号において同じ。）<u>、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	(布設工事監督者の資格) 第3条 (略) (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）の<u>土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において<u>衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業後、3年以上水道に関する実務に従事した経験を有する者</u> (3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学にあっては、修了した後）、<u>5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>

改 正 後	改 正 前
に限る。) (4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (5) <u>学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (6) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (7) <u>10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (8) <u>第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては2年以上、第2号の卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (9) <u>外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> (10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する	(4) <u>学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (5) <u>10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (6) <u>第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (7) <u>外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経

改 正 後	改 正 前
者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。） (11) <u>建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u> 2 <u>簡易水道事業、給水人口が5万人以下である水道事業又は1日最大給水量が2万5千立方メートル以下である水道用水供給事業の用に供する水道（以下「簡易水道等」という。）については、前項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同</u>	験を有する者 2 簡易水道事業の用に供する水道（以下「簡易水道」という。）について前項の規定を適用する場合にあっては、同項第1号中「2年」とあるものは「1年」と、同項第2号中「3年」とあるのは「1年6月」と、同項第3号中「5年」とあるのは「2年6月」と、同項第4号中「7年」とあるのは「3年6月」と、同項第5号中「10年」とあるのは「5年」と、同項第6号中「第1号の卒業者にあっては1年」とあるのは「第1号の卒業者にあっては6月」と、「第2号の卒業者にあっては2年」とあるのは「第2号の卒業者にあっては1年」と、同項第8号中「1年」とあるのは「6月」とする。

改 正 後	改 正 前
項第8号中「<u>2年以上、第2号の卒業者にあっては3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業者にあっては1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>」とあるのは「<u>1年以上、第2号の卒業者にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>」と、同項第9号中「<u>最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>」とあるのは「<u>水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>」と、同項第10号中「<u>1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>」とあるのは「<u>6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>」と、同項第11号中「<u>3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u>」とあるのは「<u>1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>」とそれぞれ読み替えるものとする。	
(水道技術管理者の資格)	(水道技術管理者の資格)
第4条 (略)	第4条 (略)
(1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (2) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者に	(1) 前条第1項の規定により布設工事監督者たる資格を有する者 (2) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1項第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第1

改 正 後	改 正 前
については4年以上、<u>同項第3号に規定する学校を卒業した者</u>（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、<u>同項第5号に規定する学校を卒業した者</u>については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) (略) (4) 前条第1項第1号、第3号及び第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後、<u>同項第1号に規定する学校の卒業者</u>については5年以上、<u>同項第3号に規定する学校の卒業者</u>については7年以上、<u>同項第5号に規定する学校の卒業者</u>については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、<u>前条第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (6) 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 (7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (8) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> 2 <u>簡易水道等については、前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、<u>同項第5号中「それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する</u></u>	<u>項第3号に規定する学校を卒業した者</u>（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、<u>同条第1項第4号に規定する学校を卒業した者</u>については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (3) (略) (4) 前条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目</u>並びにこれらに相当する<u>学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した後、<u>同条第1項第1号に規定する学校の卒業者</u>については5年以上、<u>同条第1項第3号に規定する学校の卒業者</u>については7年以上、<u>同条第1項第4号に規定する学校の卒業者</u>については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5) 外国の学校において、第2号に規定する<u>学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 2 <u>簡易水道について前項の規定を適用する場合にあっては、同項第1号中「前条第1項の規定により」とあるのは「前条第2項の規定により適用される簡易水道の」と、同項第2号中「4年」とあるのは「2年」と、「6年」とあるのは「3年」と、「8年」とあるのは「4年」と、同項第3号中「10年」とあるのは「5年」と、同項第4号中「5年」とあるのは「2年6月」と、「7年」とあるのは「3年6月」と、「9年」とあるのは「4年6月」とする。</u>

改 正 後	改 正 前
<u>最低経験年数」とあるのは「それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数の2分の1」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。</u>	

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

水道企業団で、水道法施行令及び同法施行規則に準拠し定めている布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、水道法施行令及び同法施行規則の内容が令和 7 年 4 月 1 日から、一部改正されることに伴い、所要の改正を行うため、この条例案を提出する。